

Title	吉野作造の政党観
Author(s)	吉田, 博司
Citation	聖学院大学論叢, 15(2): 392-384
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=188
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

吉野作造の政党観

吉田博司

はじめに

一 政党観の構造と問題

吉野作造（一八七八～一九三三）は、明治憲法体制下における現実的、漸進的な民主化運動の旗手として、これまで十分な思想的評価がなされてきた。⁽¹⁾ 吉野は天皇主権を前提とした政党政治の確立を唱道し、普選の導入、軍部制度をはじめとする反民主的機構の改廃を主張し、民主的な無産政党運動を先導した。国際的民主主義の立場からの帝国主義政策の批判も見逃せない。

この論稿は、このうち政党政治論に関し、吉野の政党観に焦点をあてて、そのいささかの再評価を試みようというものである。民衆の意嚮による政治（民本主義）を唱えた吉野は、民衆と政党との関係をどう論じていたか。その歴史的背景と吉野の国家と政治に対する基本思想を考察するとともに、現代民主主義の政党論から見ての若干の問題点を指摘してみたい。

吉野が政党政治の確立を説くようになったのは、欧州留学（一九一〇～一九一三）後である。留学前は、超然内閣から責任内閣への移行が望ましいとしながらも、政党内閣は条件が揃わず危険だとさえ論じていた。⁽²⁾

しかし、留学中、国内政治は藩閥官僚政治打破の国民的運動（第一次憲政擁護運動）を経て、政党政治への気運と条件を内包するに到っていた。吉野は超然主義に代わる政治原理として、議院（政党）内閣政治を説くことに踏み切った。その代表論文が「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」（大正五年一月）である。吉野はここで、立憲政治の精神的根底を、主権運用において一般民衆の利福と意嚮を重んずる「民本主義」として、その実現のための政治原理を議院（政党）内閣政治に求めたのである。⁽³⁾ 民本主義は、民衆の議会監督、議会

の政府監督の道筋を示した思想であつた。
ところが、吉野は民衆と政党との關係について、独特の見解を展開した。民衆の政党に対する「超然的態度」の要請と、政党の民衆に対する地盤政策への批判である。

「凡そ市民は、單純なる市民としてある限り、其本来の義務として、有らゆる政党に対して絶対に超然的態度を維持すべき義務がある。夫の有象無象が自ら政友会員たり憲政会員たるを誇るが如きは、言語道断の沙汰だと思ふ。況んや之に依つて無用の争に耽るが如きをや。斯は正に道徳的罪惡として責むるに値するものである」⁽⁴⁾

ここに見られる民衆の政党参加への敵意は、なぜ生じたのか。まず市民を「有象無象」と表現する衆愚觀が眼につく。吉野は立憲政治の前提としての国民の見識（知徳）には悲觀的であり、衆民教育の必要を訴えていた。⁽⁵⁾ だから、民主主義は民衆の意嚮にもとづく政治だとしながらも、「少数哲人」の精神的指導が必要であり、「精神的貴族主義」⁽⁶⁾、「最良の政治は民衆政治を基礎とする貴族政治」である、と説く⁽⁷⁾ エリート政治論の一貫した鼓吹者でもあつた。

民衆の意嚮は、エリートたる専門政治家（吉野はよく、これを医者に喩えた）⁽⁸⁾ に対する受動的判断にとどめられたのである。すなわち、政治家の政見や人格の善し悪しの判断である。⁽⁹⁾ ときに政見の判断さえ危ぶまれ、人格の判断でよいともいふ⁽¹⁰⁾（本当はこちらの方がむずかし

いのこ）。こつして、政治に素人である一般民衆が玄人と肩を並べるこ
とへの敵意が生じたと思われる。それは、「元来、政黨員とは、之を相
撲に譬ふるならば、晴れの土俵に出て相撲を取る力士である。ところ
が、我々民衆は純然たる見物人である限り、相撲をとらずして番付面
に姓名を記入せよと強要するのは、不条理といふよりは滑稽だ」⁽¹¹⁾ とい
う輕蔑の念としてもあらわれている。

民衆は政治に対する、精々監督者としての立場」しか認められなかつ
た。⁽¹²⁾ とは言つてもこの監督機能こそ、吉野が代議政治を合理的ならし
める第一条件としている最肝要なものである。⁽¹³⁾ 吉野は「少数賢者
の政治」の弊を「暗室の政治」と見ていたからである。⁽¹⁴⁾ また、民衆の
監督的立場が政党に良善を競わせるとも見ていた。⁽¹⁵⁾

吉野の「超然的態度」論の背景には、このように、信・不信という
面において、民衆と少数賢者（政治家）両者へのアムヒヴァレンスが
あつたといえる。

吉野が政党の地盤政策を厳しい俎上に置いたのは、この政策が民衆の
超然的態度を失わせてしまつからであつた。

「政党は利権の提供に依り地方の良民を駆つて続々自党に加入せ
しめて居るではないか。之を称して彼等が我等の地盤と云ふ。地盤
とは即ち、地方良民に対する政党の横暴なる奴隸的驅使の別名に他
ならぬではないか。地盤なるが故に、中央幹部の意の儘に動く。所
謂公認候補の制に依て、選挙投票の自由は地方良民より奪はるゝ。

(途中略) 河川改修・学校の新設等公共の仮面を被れる国帑の濫費は、謂はゞ贈賄である。政党幹部の指定する公認候補は、取りも直さず、粗末な不正品の提供である⁽¹⁶⁾。

地盤政策への批判は、このように、民衆の自由判断(超然的態度)の略取に向けられているが、贈賄の力で立てられる公認候補者という政治家の質の悪化も問題にされている。地盤政策は、吉野の民本主義の基本理念 民衆に監督される少数賢者の政治 を挫折せしめるものだったのである。吉野にとつては、政治は価値の創成であり、英雄天才(17)の事業であつて、代議制はこの少数者を選出するものでなければならなかつた。激しい地盤政策への敵意の根はここにもあつた。吉野は「民衆の良心と其の自由の判断とに何等実質的連絡なき代議士を集めて之に政党のレッテルを貼つて居る」現状に大なる不満を表明したのである⁽¹⁸⁾。吉野は普選の実行による地盤政策の打破を訴えていく⁽¹⁹⁾。

吉野が展開した民衆と政党との関係についての見解は、同時代の憲政発展の実状を背景に主張されていた。しかし、「政治に素人である一般民衆は原則として政党に加入しない態度を可とする⁽²⁰⁾」という、民衆と政党との二分論には問題がないわけではない。それは、この二分論が、選挙民が政党の地盤政策の犠牲になるという表現に見られるように、民衆を「無垢」な存在とするナイーヴさを伴っていることと関連する。民衆が自分たちの地方的利益(利権)を政党支持(地盤化)の見返りとして得ているとすれば、民衆は無垢ではなく、部分的利益を要求す

る政治的主体である。吉野は一般民衆の利己性に気づいていなかったわけではない。「何の利益もなき時には棄権するを憚らざる臣民⁽²²⁾」と叱咤してもいるからである。

吉野が民衆を無垢な存在と言つるのは、民衆へのアムヒヴァレンスの一面であるとともに、利己性の上に立つ政治的主体としての民衆という他の一面を、国家的・全体的利益を至上化する自己の政治の論理に引き込むことを避けたかつたからでもある⁽²³⁾。現代民主主義は、部分的、階級的、地方的利害の表出を前提とした妥協、調整の機能を担っている⁽²⁴⁾。個別的利害の表出は政治の前提であり、政治の公正とは、その妥協、調整に関わるバランスの倫理である⁽²⁵⁾。いずれにせよ、個別的利害を介して民衆と政党が結びつく過程そのものは非難されるべきではない⁽²⁶⁾。

吉野は政治に国家的、全体的利益(ルソー的一般利益)という実体的存在を突出させすぎたと思われ⁽²⁷⁾。「各政党に対しては、国民は常に公平なる審判官でなければならぬ⁽²⁸⁾」という超然的態度の要請が、無私の国民を前提としてのものであつたとすると、吉野は利害対立の錯綜する多元的社会を発見していなかつたのかも知れない⁽²⁹⁾。

民衆の部分(地方的)利害の表出を前提とした政治と政党の論理を構築しようとしなかつた吉野は、しかし、無産階級という部分(階級)利害の政治的主体の登場とともに、部分利害の表出の必然性を認識せざるを得なくなる。一般民衆の利権を目的とする民本主義は、政治の修正を迫られたのである。

二 無産政党観の構造と問題

吉野にとって、はじめ、有機体的国家の民衆は一枚岩であった。⁽³⁰⁾ 国家権力は、この一体たる民衆の共通意思(「国家魂」とか「国家精神」と吉野は呼んでいた)の具現でなければならぬとされた。⁽³¹⁾ しかし、大正六年夏の米騒動で、近代日本の社会分化の現実が決定的に露呈した。民衆は貧富に分断され、労働者と資本家は階級として対峙を深めていた。ここにおける政治はいかにあるべきか。一階級の他階級の征圧による全体性の回復か。政治を社会(利益)集団間の闘争過程と認識する政治学も現われる時代を迎えていたのである。⁽³²⁾

吉野の修正された政治は、階級闘争を認めつつも有機体的国家の修復を目指すものであった。

「予輩は今日の政治が今日の資本家の手に依って運用せらるゝを痛苦となし、一日も早く之を一般民衆の手に回収せん」と熱望する一人である。併しながら一般民衆の手に回収すると云ふ事は資本家と云ふ階級から移して、之を例へば労働者と云ふ階級の手に収むることではない。(途中略) 具体的の問題としては、多数を占むる労働者が有機体にて特に優勝の地位を占むべきは言ふまでもなく、唯少数なる資本家階級も十分な発言を有する其有機的組織に最高の権能を認めよとするのである。斯う云ふ仕組みを作り上げる順序

として今の資本家の勢力を挫くと「云ふ」事が先決の急務であるが、然し乍らその資本家の勢力を挫くと云ふ事が何処までも労働階級の利己的動機に出でゝは不可ない⁽³³⁾」

吉野は政治に部分(階級)間の闘争を認めてはいるが、部分利益の政治的主体性(「労働階級の利己的動機」)はあくまで認めない。政治の主体は有機体そのものと考えられているのである。労働階級という部分は主体ではないから、資本家の「撲滅」を目指す「政治否認説」や「革命的労働運動」は否定される。⁽³⁴⁾ 闘争手段は「説得」と「政治」でなければならなかった。⁽³⁵⁾

では、この政治において無産政党の組織と任務はどうあるべきか。大正十四年に普選法が成立し、無産政党の結成がようやく現実の問題となると、吉野はさつそく「無産政党問題に対する吾人の態度」を發表している。

「無産階級に取て政党運動は無用ではない。併し無産階級の民衆一般は自ら進んで政党を組織し或は参加してはいけない。政党はどこまでも自家階級中の政治専門家に任すべきである。而して民衆一般が無産政党と直接の関係がないからとてブルジョア政党の籠絡する所となる可らざるは云ふまでもないが、無産階級だから必ず無産政党に投票すると固定するのは却て無産政党を墮落せしむる所以である。(途中略) 要するに無産階級運動と無産政党運動とは二者混同し

てはいけない」⁽³⁶⁾

超然的態度論の無産政党への適用である。ここで、無産階級運動と無産政党運動の混同を戒めているが、それは政治の主体を有機体と考えていたから、一階級の利害表出である無産階級運動が政治の主体として登場してはならなかったからであろう。無産政党の議員は議会においては「階級的立場の宣伝」をすべきではなく、「国民民福」の増進をはかるべきだという立場からである。⁽³⁷⁾ 民衆の超然的態度の主張から、無産政党の地盤政策も批判された。

「密かに聞く所に依れば、或る方面では多少の買収は已むを得ぬと既に選挙の準備を整へて居るものもあるとか。然らざるも、彼等は今やみな既成政党の囀みに倣つて一生懸命地盤の開拓に腐心している。既成政党は云ふまでもなく金を以て地盤を開拓したものだ。無産政党は今や頻りに宣伝に依て地盤を作らんとして居る。武器は異れども、民衆の聡明を蔽ひその盲目的追隨を強ふる点に至つては彼此全然同一である」⁽³⁸⁾

宣伝による地盤政策まで反対する吉野の立論に、あくまで民衆に自由判断を求めるリベラリズムの強靱さを確認するだけでよいのである。しかし、その立論にはいくつかの歴史的事情があった。

一つは、地盤拡張競争が無産政党間の分離確執の原因と考えられて

いたことである。⁽³⁹⁾

また、金のかかる宣伝での競争は既成政党に有利ではないかという判断があった。吉野は、この点、無産政党の宣伝政策の逆効果を指摘し、民衆が宣伝に乗らないような教育こそ必要だと説いている。⁽⁴⁰⁾

最後に、吉野が同時代の左派の組織に専制的体質を察知していたことである。「無産政党は無産大衆そのものの政治行動の組織である」とする階級主義的政党の現実には、「大衆の大部分は事実西も東も分らず、一に幹部を信頼してその指揮に盲従して居る有様」だといっているのである。⁽⁴¹⁾ このように、吉野の修正された政治において、階級運動という部分利害の表出は認められたものの、無産大衆は政治の主体あるいは政党の構成員としてはついに認められなかった。民衆・政党の二分論の貫徹である。

ただ、度重なる無産政党の選挙不振を前に、限定的にこの立場を譲歩するにいたる。

「今日無産政党が或程度の地盤政策に意を用いるのは、或は既成政党との対抗上止むを得ざる方途でもあらうし、或は無産政党の性質上、不利な労働条件に圧迫されている人々の経済的団結 組合をその主なる構成要素としているからでもあらうと、解釈される。ともかく、政党員の何れもが大体に於いて、利権や栄達を目的として狂奔しているのではなく、政治改造といふ真情に発足しているものであり、直接間接に実際の政治運動に参加していることは事実であ

る。この点に於いて、彼等は普通の所謂政党员とその本質を異にしているものであり、その地盤政策も弊害が少ないわけだ⁽⁴²⁾」

一般民衆が部分的な利害の表出（ここでは「不利な労働条件」の表出）を介して政党に加入する（地盤化する）ことの必然性、また、利権や栄達を目的としない「政治改造といふ真情に発足」した無垢な政治的主体（政党员）の存在が認めされているが、その論調は弱い。吉野は、無産政党の地盤政策は「将来に於いて一切の地盤政策を一掃するための過渡的手段たるに過ぎない」と駄目を押ししている⁽⁴³⁾。

おわりに

吉野は結局、部分利害（地方的であれ階級的であれ）の表出を前提とした政治の在り方を、部分（地方良民であれ、無産大衆であれ）を政治的主体・政党员として認めることによつて問う政党観を積極的に構築することはなかった。多元的利益社会の展開がいま不十分であつたらうし、民衆は立憲政治の経験が浅く、政治的主体性を認めるにはその知徳（吉野の言葉によれば「国家的教養」⁽⁴⁴⁾）は未熟であつたらう。そして何よりも、吉野思想にあつては、多元的利益社会の相剋と紛争を肯定的に認知し、政治を一元的な真理や価値の実現の舞台としてではなく、利害の葛藤のアリーナとして見つめるには、あまりに有機体的国家、相互扶助的共同体への幻影が濃すぎたように思われる⁽⁴⁵⁾。

注

- (1) 三谷太一郎『新版大正デモクラシー論』東京大学出版会、一九九五、大田雅夫『大正デモクラシー研究』新泉社、一九七五、松尾尊允『民本主義と帝国主義』みすず書房、一九九八、田中惣五郎『吉野作造』未来社、一九五八、吉野作造選集（全十五巻）岩波書店、一九九五（以下『選集』と略記）、「解説」等を参照せられたい。
- (2) 吉野作造「本邦立憲政治の現状」『新人』一九〇五年二月（『選集1』所収、一〇頁）。
- (3) 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」『中央公論』一九一六年一月（『選集2』所収、三〇、三五、八六、九〇頁）。
- (4) 吉野作造「新政党に対する吾人の態度」『中央公論』一九二二年九月（『選集4』所収、五五頁）。
- (5) 前掲「本邦立憲政治の現状」『選集1』所収、七、九頁。
- (6) 吉野作造「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」『中央公論』一九一八年一月（『選集2』所収、一三六頁）。
- (7) 吉野作造「民衆的示威運動を論ず」『中央公論』一九一四年四月（『選集3』所収、三三三頁）。
- (8) 吉野作造「我が無産政党の辿るべき途」『中央公論』一九二七年一月（『選集2』所収、一九六頁）。
- (9) 前掲「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」『選集

- 2』所収、四九頁。
- (10) 前掲「民衆の示威運動を論ず」(『選集3』所収、二六頁)。
- (11) 吉野作造『近代政治の根本問題』クララ社、一九二九年(『選集2』所収、二五九頁)。
- (12) 吉野作造『現代政局の展望』中央公論、一九二九年二月(『選集4』所収、二八二頁)。
- (13) 前掲『近代政治の根本問題』(『選集2』所収、二七一頁)。
- (14) 前掲『憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず』(『選集2』所収、五〇頁)。
- (15) 前掲「我が国無産政党の辿るべき途」(『選集2』所収、二〇二頁)。
- (16) 前掲「新政党に対する吾人の態度」(『選集4』所収、五六頁)。
- (17) 前掲『近代政治の根本問題』(『選集2』所収、二六九頁)。
- (18) 吉野作造『最近政変批判』中央公論、一九二二年七月(『選集4』所収、四〇頁)。
- (19) 吉野作造『現代政局内面観』中央公論、一九二二年六月(『選集4』所収、二九頁)。
- (20) 前掲『近代政治の根本問題』(『選集2』所収、二五九頁)。
- (21) 吉野作造『現代政治思潮』岩波講座世界思潮第二冊、一九二九年(『選集1』所収、三三三頁)。
- (22) 前掲「本邦立憲政治の現状」(『選集1』所収、一一頁)。
- (23) 例えば次の主張を参照。「二つには投票は国家の為にするものであって、地方の利益の為にするのではないといふ事である。地方
- 的利益のみを着眼して選挙するのは、往々にして国家全体の利益を犠牲にするの結果を生ずるの恐れがある」(前掲「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」『選集2』所収六七頁)。
- (24) 次の文献を参照。Jack Lively, Democracy. Basil Blackwell, 1975.
(J・ライヴリー著、櫻井陽一、外池力訳『デモクラシーとは何か』芦書房、一九八九年、一八六頁) Robert A. Dahl, On Democracy. Yale University, 1998. (R・A・ダール著、中村孝文訳『デモクラシーとは何か』岩波書店、二〇〇一年、一〇四、一三四頁) 内田満『政党・圧力団体・議会』早稲田大学出版会、二〇〇〇年、一八頁以下。
- (25) 岡田憲治『権利としてのデモクラシー』勁草書房、二〇〇〇年、第三節参照。
- (26) 前掲J・ライヴリー著『デモクラシーとは何か』一八五、一八六頁、二〇一頁を参照。
- (27) 前掲『現代政治思潮』(『選集1』所収、三四一頁参照)。
- (28) 吉野作造『普通選挙主張の理論的根拠に関する一考察』国家学会雑誌、一九二〇年二月(『選集2』所収、一七〇、一七一頁)。
- (29) 清水靖久「解説 吉野作造の政治学と国家観」(『選集1』三九七頁参照)。
- (30) 「同右」(『同右書』、三八五頁以下参照)。
- (31) 吉野作造『国家魂とは何ぞや』新人、一九〇五年一月(『選集1』所収、七八頁、八〇頁)。

- (32) 前掲『政党・圧力団体・議会』五六頁。
- (33) 吉野作造「労働運動に於ける政治否認説を排す」『中央公論』一九一九年八月（『選集10』所収、四三三頁）。
- (34) 「同右」、『同右書』所収、四四頁。
- (35) 「同右」、『同右書』所収、四五頁。
- (36) 吉野作造「無産政党問題に対する吾人の態度」『中央公論』一九二五年一〇月（『選集10』所収、一六六～一六七頁）。
- (37) 吉野作造「無産党議員に対する国民の期待」『中央公論』一九二八年四月（『選集10』所収、一三七頁）。
- (38) 前掲「我が国無産政党の辿るべき途」、『選集2』所収、一三三～一三三三頁。
- (39) 「同右」、『同右書』所収、一三三三頁。
- (40) 吉野作造「無産政党の無力」『中央公論』一九二七年九月（『選集10』所収、一三〇頁）。
- (41) 前掲「我が国無産政党の辿るべき途」、『選集2』所収、一九二頁、一九四頁。
- (42) 前掲『近代政治の根本問題』、『選集2』所収、二六〇～二六一頁。
- (43) 「同右」、『同右書』所収、二六一頁。
- (44) 前掲「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」、『選集2』所収、一〇頁。
- (45) 前掲「解説 吉野作造の政治学と国家観」、『選集1』三九七頁参照。

Yoshino Sakuzo's Viewpoint of Party Politics

Hiroshi YOSHIDA

Yoshino Sakuzo, a leader in the vanguard of Taisho democracy, argued for “Minponshugi” (the doctrine of democracy under the sovereignty of Tenno) and advocated the establishment of party politics. However, he maintained that commoners should not participate in party politics and that political parties should abandon the “constituency strategy.” His view of the state as an organic entity and his belief in elitist politics made it difficult to establish a view of political parties based upon the presupposition of pluralism.

Key words; Minponshugi, Party, Constituency, Organism, Pluralism